

令和2年5月5日

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局

緊急事態宣言の期間延長に伴う保育所等の利用について

現在、本市からの「緊急事態宣言による保育所等の利用について（お願い）：4月16日付」に基づき、保育所等への受け入れ対象家庭の制限を要請させていただいているところです。

保護者の皆様には、大変なご負担をおかけいたしておりますが、多大なるご協力により保育規模の縮小が図られ、保育所等における新型コロナウイルス感染リスクの低減につながっております。心より感謝申し上げます。

さて、このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定に基づき、福岡県も対象地域に含め、緊急事態宣言が延長されました。

これを受け、5月31日(日)まで、受け入れ対象家庭の制限の要請を延長いたします。

※ 延長する期間については、保育料の日割り減額、「小学校休業等対応助成金」などを継続します。

【参考：現在の要請の内容】

どの業種・家庭についても、可能な限り、休暇を取得したり、親族等の協力を得たりして、延長・夜間等も含め施設の利用を控えてください。以下の通り、お預かりする対象となる家庭を制限します。

(1) 両親ともに次の職種のいずれかに該当する家庭

・医療従事者 ・社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者

(2) ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な家庭（他の親族等にも依頼できない場合）

に限り受け入れる。

【お問い合わせ先】

子ども家庭局 保育所等（保育課 582-2412）

放課後児童クラブ（子育て支援課 582-2410）

幼稚園・認定こども園（幼稚園・こども園課 582-2550）

新型コロナウイルスの影響でストレスや不安を抱えている方へ

～一人で悩まず、誰かに相談しませんか～

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、自宅にすることが多くなり、家庭内で不安やストレスを抱え込んでいませんか。

子育てに困ったり、家庭内での暴力に悩んだりしているときは、一人で抱え込まず、まずはご相談ください。

○子どもや家庭に関する悩みや児童虐待、DV（配偶者などによる暴力）に関する相談窓口

- ・各区役所保健福祉課「子ども・家庭相談」コーナー

門司区 TEL 3 3 2 - 0 1 1 5

八幡東区 TEL 6 6 1 - 0 1 1 5

小倉北区 TEL 5 6 3 - 0 1 1 5

八幡西区 TEL 6 4 2 - 0 1 1 5

小倉南区 TEL 9 5 1 - 0 1 1 5

戸畑区 TEL 8 8 1 - 0 1 1 5

若松区 TEL 7 7 1 - 0 1 1 5

月～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）8時30分～17時

○子育てに関する悩みや児童虐待に関する相談窓口

- ・子ども総合センター（児童相談所） TEL 8 8 1 - 4 5 5 6

月～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）8時30分～17時

- ・24時間子ども相談ホットライン TEL 8 8 1 - 4 1 5 2

年中無休24時間対応

- ・児童相談所虐待対応3桁ダイヤル 1 8 9

年中無休24時間対応

○DV（配偶者による暴力）に関する相談窓口

- ・北九州市配偶者暴力相談支援センター TEL 5 9 1 - 1 1 2 6

火～金曜日 9時30分～20時

（土・日曜日は17時まで）

※木曜日は不定期で9時30分～17時

- ・DV相談+（プラス） TEL 0 1 2 0 - 2 7 9 - 8 8 9

年中無休24時間対応

○感染に備えて考えておいていただきたいこと

子育て中の保護者の方へ（感染症に備えて）

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/11500159.html>